

2026年1月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ン ダ ム
代表 者 名 代表取締役社長執行役員 西村 健
(コード : 4917、東証プライム市場)
問 合 わせ 先 CFO 澤田 正典
(TEL. 06-6767-5020)

(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が2025年11月4日付で公表いたしました「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式の大規模買付行為等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、2025年11月4日に株式会社シティインデックスイレブンスによる当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の大規模買付行為等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針を導入した経緯を踏まえ、同日以降、2026年1月14日現在当社株式に対する金融商品取引法及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行っているカロンホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の第三者も含めた候補者を対象とし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案（公開買付者（CVC Capital Partners plc 及びその子会社並びにそれらの関連当事者を含みます。）が本公開買付けの条件を変更した場合には、当該変更後の提案を含みますが、それに限らず、公開買付者（CVC Capital Partners plc 及びその子会社並びにそれらの関連当事者を含みます。）以外の第三者からの提案を含みます。）を得ることを目的とした手続を実施しており、当社が2025年12月15日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、同月10日付で第三者候補者から、当社株式の非公開化に関する法的拘束力のない意向表明書を受領しております。今般、当社は、上記の第三者候補者であるKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.（関係会社及び関連ファンドを含み、以下「KKR」といいます。）から、2026年1月13日付で、当社株式に対する公開買付け（以下「KKR公開買付け」といいます。）及びスクイーズアウトを通じた当社株式の非公開化（かかる一連の取引を以下「KKR提案取引」といいます。）に関する法的拘束力のある意向表明書（以下「2026年1月13日付意向表明書」といいます。）を受領いたしました。

これに伴い、当社が2025年9月25日付で公表いたしました「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025年9月25日付プレスリリース」といいます。）（当社が2025年11月4日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月6日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月19日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同年12月4日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年12月4日付プレスリリース」といいます。）、同月15日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月16日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」及び2026年1月6日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。）について、その内容の一部に変更すべき事項が生じましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、2026年1月13日付意向表明書を踏まえ、本特別委員会（2025年9月25日付プレスリリースに定義される意味を有します。以下同じです。）に対し、KKR提案取引に係る委嘱事項（注1）を決議しておりますので、併せてお知らせいたします。なお、当該取締役会には、西村元延氏及び西村健氏の2名は参加しておりません（注2）。また、当社の監査役3名は全員出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

（注1）本特別委員会に対するKKR提案取引に係る委嘱事項は以下のとおりです。

- ① KKR提案取引を実施することの是非（KKR公開買付けについて当社取締役会が賛同するべきか否か、及び、当社の株主に対してKKR公開買付けへの応募を推奨するべきか否か）を検討し、当社取締役会に勧告を行うこと。なお、①の検討に際しては、当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、KKR提案取引の是非について検討・判断するとともに、当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の公正性及び手続の公正性について検討・判断するものとする。
- ② KKR提案取引が当社の一般株主にとって公正なものであることについて検討し、当社取締役会に意見を述べること。

(注2) 当社の取締役のうち、当社の代表取締役会長である西村元延氏及び代表取締役社長である西村健氏については、それぞれ本取引（2025年9月25日付プレスリリースに定義される意味を有します。）及びKKR提案取引に関して当社との間で構造的な利益相反状態にあるため、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

本開示資料はKKR公開買付けに関する当社の意見を表明するものではなく、今後、当社は、KKRとの協議ややり取りを行うことなどを含め、2026年1月13日付意向表明書の内容について慎重に検討を行っていく予定です。また、本公開買付けに関する当社の意見について、2026年1月14日時点においては、2025年12月4日付プレスリリースでお知らせいたしました内容に変更はありませんが、上記の検討の結果、今後当該当社の意見を変更する可能性があります。これらにつきまして、今後開示すべき事項が生じた場合には改めてお知らせいたしますので、株主の皆様におかれましては、当社が開示する情報に引き続きご留意いただきますようお願い申し上げます。

変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(vi) 2025年11月4日開催の当社取締役会以降2025年12月4日開催の当社取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯

【変更前】

(注21) 公開買付け（第三者候補者提案）の開始の前提条件として、(i)当社取締役会による公開買付け（第三者候補者提案）に賛同する旨の意見表明に係る決議が変更又は撤回されていないこと、(ii)第三者候補者提案取引を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も司法・行政機関等に係属しておらず、第三者候補者提案取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等もなされておらず、かつ、これらの具体的なおそれもないこと、(iii)当社に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で当社が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないもの、又は、当社の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（法第167条第2項に定める意味を有します。）で公表（同条第4項に定める意味を有します。）されていないものが存在しないこと、並びに(iv)国内外の競争法並びに国内外の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応につき、法令上の待機期間が存在する場合における当該待機期間の満了、及び、司法・行政機関等の判断等が必要な場合におけるその取得がすべて完了していること、又は、公開買付け（第三者候補者提案）の公開買付期間の末日までに当該期間が満了し、当該取得がすべて完了することが、合理的に見込まれると、第三者候補者が判断していることが記載しております。

当社は、今後、第三者候補者との協議ややり取りを行うことなどにより、第三者候補者提案取引が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか、また、第三者候補者提案取引が実現可能性のあるものであるかなどについて慎重に検討を行っていく予定です。

【変更後】

(注 21) 公開買付け（第三者候補者提案）の開始の前提条件として、(i)当社取締役会による公開買付け（第三者候補者提案）に賛同する旨の意見表明に係る決議が変更又は撤回されていないこと、(ii)第三者候補者提案取引を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も司法・行政機関等に係属しておらず、第三者候補者提案取引のいざれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等もなされておらず、かつ、これらの具体的なおそれもないこと、(iii)当社に係る業務等に関する重要事実（法第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。）で当社が公表（同条第 4 項に定める意味を有します。）していないもの、又は、当社の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（法第 167 条第 2 項に定める意味を有します。）で公表（同条第 4 項に定める意味を有します。）されていないものが存在しないこと、並びに(iv)国内外の競争法並びに国内外の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応につき、法令上の待機期間が存在する場合における当該待機期間の満了、及び、司法・行政機関等の判断等が必要な場合におけるその取得がすべて完了していること、又は、公開買付け（第三者候補者提案）の公開買付期間の末日までに当該期間が満了し、当該取得がすべて完了することが、合理的に見込まれると、第三者候補者が判断していることが記載されております。

その後、当社は、第三者候補者である KOHLBERG KRAVIS ROBERTS & CO. L.P.（関係会社及び関連ファンドを含み、以下「KKR」といいます。）から、2026 年 1 月 13 日付で、当社株式に対する公開買付け（以下「KKR公開買付け」といいます。）及びスクイーズアウトを通じた当社株式の非公開化（かかる一連の取引を以下「KKR提案取引」といいます。）に係る法的拘束力のある意向表明書（以下「2026 年 1 月 13 日付意向表明書」といいます。）を受領いたしました。2026 年 1 月 13 日付意向表明書においては、KKR提案取引の 1 株当たり株式価値（公開買付価格）は 3,100 円とされております（注 22）。また、2026 年 1 月 13 日付意向表明書によれば、KKRは 2026 年 1 月下旬までに KKR公開買付けを開始することを目指すとのことです、かかるスケジュールは当社との協議・交渉の結果その他の理由により変更される可能性があるとのことであり、また、KKR公開買付けの開始には複数の前提条件が設けられております（注 23）。

(注 22) なお、2026 年 1 月 13 日付意向表明書によれば、KKRは、KKR提案取引実行の資金を負債性資金及び KKR が運営するファンド等が拠出する資本性資金の組み合わせにより調達予定であり、2026 年 1 月 13 日付意向表明書には、金融機関 2 行及び株式会社 KKR キャピタル・マーケッツからの 2026 年 1 月 8 日付コミットメントレターの写しも添付しております。

(注 23) 2026 年 1 月 13 日付意向表明書において、KKR公開買付けの開始の前提条件として、(i)当社の取締役会による KKR公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議が行われており、撤回されていないこと、(ii) KKR提案取引を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も司法・行政機関等に係属しておらず、KKR提案取引のいざれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等もなされておらず、かつ、これらの具体的なおそれもないこと、(iii)当社に係る業務等に関する重要事実（法第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。）で当社が公表（同条第 4 項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと、(iv) KKRが当社に対して提出した競争法及び対内直接投資に係る規制当局届出対象国の確定のための質問事項並びに腐敗防止・経済制裁等に関連する KKRにおける定型的なコンプライアンスに関する質問事項への回答を受領（KKRから更問がある場合の対応を含む。）し、かつ KKR提案取引を実行するにあたり必要となる国内外の競争法及び対内直接投資に係る法令に基づく許認可等が、日本及びベトナムの競争法クリアランスのみであることの確認が完了したこと（その他の許認可等が必要となる場合、KKR公開買付けに係る公開買付期間内にそれらを取得できることが合理的に見込めること）、並びに(v) ベトナムにおける競争法事前届出に関する当社の情報及び関連文書が当社から交付されたことが記載されております。

当社は、2026 年 1 月 13 日付意向表明書を受領したことを踏まえ、2026 年 1 月 14 日開催の取締役会において、本特別委員会に対し、KKR提案取引に係る委嘱事項（注 24）を決議しました。なお、当該取締役会には、西村元延氏及び西村健氏の 2 名は参加しておりません（注 25）。また、当社の監査役 3 名は全員出席し、出席した監査役はいざれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

(注 24) 本特別委員会に対する KKR 提案取引に係る委嘱事項は以下のとおりです。

① KKR 提案取引を実施することの是非（KKR公開買付けについて当社取締役会が賛同すべきか否か、及び、当社の株主に対して KKR公開買付けへの応募を推奨すべきか否か）を検討し、当社取締役会に勧告を行うこと。なお、①の検討に際しては、当社の企業価値の向上に

資するか否かの観点から、KKR提案取引の是非について検討・判断するとともに、当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の公正性及び手続の公正性について検討・判断するものとする。

- ② KKR提案取引が当社の一般株主にとって公正なものであることについて検討し、当社取締役会に意見を述べること。

(注 25) 当社の取締役のうち、当社の代表取締役会長である西村元延氏及び代表取締役社長である西村健氏については、それぞれ本取引及びKKR提案取引に関して当社との間で構造的な利益相反状態にあるため、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

当社は、今後、2026年1月13日付意向表明書の内容も踏まえて、KKRとの協議ややり取りを行うことなどにより、KKR提案取引が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか、また、KKR提案取引が実現可能性のあるものであるかなどについて慎重に検討を行っていく予定です。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参考書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者（当社を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b) の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。